

ベトナム：調停セミナーの実施について

国際協力部教官

曾 我 学

坂 本 達 也

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ベトナム法整備支援プロジェクトに関し、2022年11月21日（月）から同月25日（金）（移動日を含む。）までの間、「裁判所における調停対話法施行の展開支援」と題するワークショップ（以下「本セミナー」という。）が開催された。

本セミナーには、日本側から、ベトナム現地において、稲葉一人弁護士、JICA長期派遣専門家である塚原正典氏、河野龍三氏が参加し、日本（オンライン）から、国際協力部教官である当職らが参加した。ベトナム側からは、グエン・ビエン・トゥイ最高人民裁判所裁判官のほか、人民裁判所所属の裁判官及び調停人らが多数参加した。

本稿では、本セミナーの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本セミナーに至る経緯

ベトナム最高人民裁判所においては、2020年までの司法改革戦略についての共産党政治局決議第49号実現のため、2017年10月3日、人民裁判所に関する和解強化の指令を発出し、2018年3月から各人民裁判所におけるパイロット調停を実施するなどして調停制度の導入を進めた。これら諸活動の成果として、ベトナムにおいては、2020年に調停対話法が成立し、2021年1月1日から同法が施行されている。

JICAベトナム法整備支援プロジェクトは、前プロジェクト（2020年までの法・司法制度改革支援プロジェクト）においても、パイロット調停の支援を行うなど積極的な支援を行ったが、現行プロジェクト（法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト）においても、最高人民裁判所を実施機関とする活動の重要課題の一つとして、調停制度の効率性向上を掲げている。現行プロジェクトは、課題の特定を目標とする第1段階と、課題解決のための検討・提案を目標とする第2段階の2つのフェーズが予定されているところ、本セミナーは、第2段階のものとして実施された。

第3 本研修の概要

1 日時

2022年11月21日（月） ベトナム・ビンフック省

2022年11月23日（水） ベトナム・ゲアン省

2022年11月25日（金） ベトナム・ホーチミン市

2 形式

対面及びZ o o mを使用したオンラインのハイブリッド形式

3 スケジュール（日本時間）¹

- 10：30－10：40 参加者紹介
- 10：40－11：00 オープニングリマークス
【グエン・ビエン・トゥイ最高人民裁判所裁判官】
【J I C A長期専門家】
- 11：00－11：30 裁判所における調停対話法の概括的説明
【グエン・ヴァン・ヴ最高人民裁判所検査監督第3局副局長】
裁判所における調停対話法の強化に関する指示の普及
【ホアン・ティ・トゥイ最高人民裁判所法制及び研究管理局副局長】
- 11：30－14：00 調停人のトレーニング①（休憩含む。）
【稲葉一人弁護士】
- 14：00－15：30 ランチブレイク
- 15：30－16：00 裁判所における調停対話法の施行から得られた経験
【ファム・ティ・ハン最高人民裁判所法制及び研究管理局職員】
- 16：00－16：45 調停人のトレーニング②
【稲葉一人弁護士】
- 16：45－17：30 調停条項の書き方
【法務省・法務総合研究所国際協力部教官】
- 17：45－18：00 質疑応答
- 18：00－18：45 裁判所における調停対話法施行にかかる問題点解決のための討論
【アイン・ハオ元最高人民裁判所長官】
- 18：45－19：00 クロージングリマークス
【グエン・ビエン・トゥイ最高人民裁判所裁判官】
【J I C A長期専門家】

第4 各プレゼンテーションについて

1 ベトナム側プレゼンテーション

- (1) グエン・ヴァン・ヴ最高人民裁判所検査監督第3局副局長からは、「裁判所における調停対話法の概括的説明」と題して、裁判所が調停申立てを受理してから事件

¹ 第3・1記載の各所において、同様のスケジュールのセミナーを実施した。

の終局に至るまでの手続が調停対話法の条文を引用しながら説明された。

- (2) ホアン・ティ・トゥイ最高人民裁判所法制及び研究管理局副局長からは、「裁判所における調停対話法の強化に関する指示の普及」と題して、人民裁判所における調停事件の概況等が説明されるとともに、調停事件の機能強化のために最高人民裁判所長官から発出された指示書（02号）の内容が概説された。

ベトナムの調停事件の概況として、統計データも示された。2021年1月1日から同年9月30日まで、人民裁判所に対する民事訴訟の訴え提起件数は22万9887件であったところ、このうち調停に付されたのは2万8004件（約12%）であり、1万470件が調停成立により終局したとのことであり、2022年3月時点で調停人リストに登録された調停人は全国で2367名とのことである。

調停対話法の施行に関する課題として、調停人の能力向上、調停の施設確保等が挙げられ、上記指示書においても、専門性が高い又は地域の実情に精通した調停人の育成、オンライン調停の利活用が目標とされていた。

- (3) ファム・ティ・ハン最高人民裁判所法制及び研究管理局職員からは、「裁判所における調停対話法の施行から得られた経験」と題して、調停対話法施行後の運用面における課題等が紹介された。ベトナムにおいては、裁判所利用者の調停に対する信頼感が高くなく調停の申立てをためらうことが課題であるとされており、手続案内の際に調停のメリットを案内する重要性が指摘された。参加者からは稲葉弁護士の講義内容が参考になったというコメントもあった。ベトナム最高人民裁判所としては、人間関係を維持したまま紛争解決を図ることができる点が調停のメリットであり、特に夫婦関係紛争、賃貸借関係紛争、家族間の土地関係紛争について調停の利活用を勧めていく意向があるとのことであった。
- (4) アイン・ハオ最高人民裁判所元長官からは、「調停対話法施行にかかる問題点解決のための討論」と題して、人民裁判所から提出された疑問に対して、一定の見解が示された。人民裁判所から提出された疑問点の中には、調停の結果をまとめた議事録（2020年調停対話法31条）と裁判所の承認決定（同法32条）の関係を問うものもあり、例えば、調停の合意事項のうち、①強制執行を要する場合や②離婚の合意のようにその後何らかの行政手続を要する場合には裁判所の承認決定を要するが、これらに該当しない場合には裁判所の承認決定を求める申立ては任意的であるという整理がされた。

2 日本側のプレゼンテーション

- (1) 稲葉弁護士からは調停人のトレーニングについて講義がなされた。

講義においては、まず調停と裁判の違い、調停のメリット・デメリット、調停人としての心構えや望ましい態度等といった基本的な事項について、ベトナム側参加者と意見交換をしながら認識共有がなされた。次に、事前に作成したビデオ教材を放映し、稲葉弁護士からビデオ教材を解説する形で講義が進められた。ビデオ教材

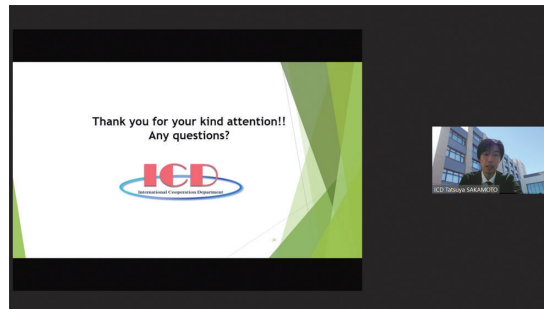
では、申立人がアルバイトとして勤務していた運送会社から、事前の解雇予告も解雇予告手当の支払もないままに突然解雇された事例を題材として、調停の受付段階から調停期日における進行までの手続が再現された。ビデオ教材の放映のみならず、稲葉弁護士を調停人役、JICAプロジェクトスタッフを当事者役として模擬調停のロールプレイも行われ、ベトナム側参加者が調停の手続を具体的にイメージできるような工夫が各所においてなされていた。また、ベトナム側参加者からは、日本の調停制度について、ベトナムのような承認制度はあるのか、調停人はどのようなプロセスを経て選任されるのかなど、多くの質問が寄せられ、これらの質問に対して稲葉弁護士が丁寧に回答されていた。



【稲葉弁護士による講義の様子（左）。模擬調停の様子（右）】

(2) 国際協力部教官である当職らからは、調停条項の書き方に関する講義を実施した。

調停条項の基本的な構造や留意点を解説するとともに、いわゆる評価型調停と交渉促進型調停のモデルケースとなる事例を設定し、調停の進行方法と連動させながら調停条項を解説することを試みた。例えば、交渉促進型調停のモデルケースとして設定した賃貸借契約終了による明渡申立て事件の例では、争点となる用法違反の有無に関する心証は判然としないものの、申立人は早期の明渡しを求めており、相手方は退去自体に異存はないが金銭的負担を要するのであれば退去したくないという意向を有している事例を設定し、当事者の優先順位の高い利益を探り、未払賃料、賃料相当損害金、立退料、敷金等を調整する中で調停成立の可能性を探る調停の手法を紹介した。



【当職（坂本）による講義の様子】

第5 終わりに（所感）

セミナーは、上記第2において記載したとおり、現行プロジェクトにおいて、課題の特定をした結果、実施されたものである。ベトナムの調停対話法は施行されてから間もなく、運用面における種々の検討が必要不可欠であるところ、ベトナム側プレゼンテーションでは、各人民裁判所の経験の蓄積を踏まえた課題及びこれに対する最高人民裁判所の方針が日本側に共有された。また、日本側プレゼンテーションでは、ロールプレイを活用するなどして手続の具体的なイメージを得られるような情報提供がされた。本セミナーは、今後の活動指針を検討するための重要な機会となった。国際協力部としても、ベトナムの調停手続がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。